平成26年労第373号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長(以下「監督署長」という。)が平成〇年〇月〇日付け及び同年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)による療養給付及び休業給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社C支店に雇用され、トラック運転手として勤務していた。

請求人は平成〇年〇月〇日、業務終了後の帰路において、請求人が運転する普通乗用車が交差点を直進中、右方から左折してきた普通乗用車と衝突するという交通事故(以下「本件事故」という。)に遭遇した。

請求人によれば、本件事故により右膝に痛みは感じていたものの、軽症であると判断し、当日、物損事故として警察署に届出を行ったが、帰宅後、全身に筋肉痛のような痛みが出現したため同日午後〇時頃、D診療所に受診したところ、「腰部捻挫、右肩打撲傷、右膝部打撲傷」と診断された。本件事故の翌日には、E病院に受診し「頚部挫傷、腰背部挫傷、右膝部挫傷、右膝関節炎、右膝内障」と診断され、その後、同病院での加療に加え、F鍼灸整骨院での施術を受けていたが、右膝の痛みが治まらないことから、同年〇月〇日、E病院においてMRI検査した結果、「右膝内側半月板断裂、右大腿骨内顆軟骨損傷」(以下「本件傷病」という。)と診断され、加療を継続した。

請求人は、本件傷病は本件事故が原因であるとして、監督署長に療養給付及び 休業給付の請求をしたところ、監督署長は、本件傷病と本件事故との間に相当因 果関係は認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」という。)に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人の本件傷病が本件事故に起因するものであると認められるか否かにある。

第5 審查資料

(略)

- 第6 事実の認定及び判断
 - 1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人は、平成〇年〇月〇日、乗用車を運転して帰宅途中の交差点で、左折してきた乗用車と接触して受傷し、「頚部挫傷、腰背部挫傷、右膝部挫傷、右膝関節炎、右膝内障」と診断され、同年〇月〇日にはMRIにて「右膝内側半月板断裂、右大腿骨内顆軟骨損傷」と診断されている。

G医師は、平成○年○月○日付け意見書において、要旨、交通事故における当該車両の損傷程度から、右膝内部までに至る損傷が発生することは考えにくく、 半月板や軟骨の損傷の機序を考えると、強い捻転や荷重条件がない状況で損傷されることはないことから、本件傷病は業務との因果関係はないものと判断する、 と述べている。

当審査会は、本件事故における車両の損傷状況、診療録、MRI画像等の医証から、本件事故により請求人に右大腿骨内顆軟骨損傷が発症することはありえず、 G医師の意見を妥当と判断する。

3 以上のとおりであるので、請求人の本件傷病と本件事故との間には相当因果関係は認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養給付及び休業

給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって、主文のとおり裁決する。